

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月19日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社八越
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区八重洲一丁目8番9号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03-6266-8799
【事務連絡者氏名】	弁護士 森田 恒平 弁護士 高田 洋輔
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社八越 (東京都中央区八重洲一丁目8番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社八越をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社一六堂をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社一六堂

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成27年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

平成28年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

平成29年7月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）

平成30年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を総称して「対象者新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成30年11月6日（火曜日）から平成30年12月18日（火曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,729,301株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（5,677,643株）が買付予定数の下限（3,729,301株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年12月19日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,326,743（株）	5,326,743（株）
新株予約権証券	350,900	350,900
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	5,677,643	5,677,643
（潜在株券等の数の合計）	（350,900）	（350,900）

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	56,776
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	3,509
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	35,185
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成30年8月31日現在)(個)(g)	98,073
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	89.36

(注1)「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年8月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成30年10月15日付で提出した第25期第2四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年8月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び対象者新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の発行済株式総数(9,822,900株)に、()対象者が平成30年5月30日付で提出した第24期有価証券報告書に記載された平成30年4月30日現在の全ての新株予約権(4,570個(目的となる株式の数457,000株))から、()平成30年5月1日以降平成30年12月18日までに行使され又は消滅した新株予約権(1,517個(対象者によれば、第5回新株予約権1,182個(目的となる株式の数118,200株)、第6回新株予約権275個(目的となる株式の数27,500株)、第7回新株予約権36個(目的となる株式の数3,600株)、及び第8回新株予約権24個(目的となる株式の数2,400株)))を除いた数の新株予約権3,053個(対象者によれば、第6回新株予約権275個(目的となる株式の数27,500株)、第7回新株予約権1,272個(目的となる株式の数127,200株)、及び第8回新株予約権1,506個(目的となる株式の数150,600株))に、(iii)平成30年6月14日開催の取締役会で発行が決議された第9回新株予約権(1,800個)から、同日以降平成30年12月18日までに行使され又は消滅した第9回新株予約権(対象者によれば、36個)を控除した数の第9回新株予約権(対象者によれば、1,764個(目的となる株式の数176,400株))を加算した数の新株予約権の目的となる株式の数(481,700株)を加算した数(10,304,600株)から、対象者四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の対象者の所有する自己株式数(13,900株)を控除した数(10,290,700株)に係る議決権数(102,907個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。